

契約書の真価は「認識のすり合わせ」にあり

代表弁護士 和氣 良浩

近年、企業活動における契約書の重要性がますます高まっているように思います。弊社でもこの業務は全体の3〜5割を占めており、企業法務の中核を担う分野となっています。

契約書は単なる形式的なモノではなく、ビジネスの成否を左右する「認識の調整ツール」としての側面が重要であると考えております。私たちが日々の業務で実感するのは、契約当事者間で「認識のズレ」が非常に多いということです。このズレを放置したまま契約を締結すると、後に重大なトラブルを招く恐れがあります。「認識のズレ」を事前に正し、お互いの認識を揃えることこそ、契約書作成における最も重要な目的だと考えます。

弁護士の役割は「言語化」と「翻訳」

弁護士は、まずクライアントから詳しく話を伺い、相手方との「認識のズレ」を推測・確認します。場合によっては交渉の場にも立ち会い、その内容を正確に契約書に落とし込みます。さらに、クライアントが頭の中で思い描いている内容や、漠然とした希望を法的に整理し、明確な言葉にする「言語化」の役割も担っています。これにより、契約書は単なる形式文書ではなく、役割分担・目的・責任・リスクとリターン

の分配まで明確に記載された実践的な文書になります。結果として、契約目的の達成やトラブル防止に貢献できたと願っています。

ところで、既存のテンプレートや生成系AIでの文書作成は手軽に思える反面、当事者間の微妙な「認識のズレ」までは拾いきれず、トラブルの原因となることが少なくありません。だからこそ、プロジェクトの初期段階から弁護士に相談することをお勧めします。契約の目的や背景に即した内容で文書化することが、最も合理的で効率的なリスクマネジメントとなるからです。

契約当事者の目的、役割、責任、そしてリスクとリターンを確認して言語化しておくことで、安心して事業成長に取り組めるようになればと思い、日々、業務に取り組んでいます。



「熱中症対策」を怠ると、罰則あり！？

パートナー弁護士 笹野 皓平

梅雨明けが近づき、いよいよ本格的な夏を迎える季節となりました。暑さが

厳しくなるこの時期、職場で特に注意が必要となるのが「熱中症」です。今回は、労働災害防止という観点から、この熱中症対策の重要性についてお伝えしたいと思います。

労働災害のリスクの一つとして、特に気温が上昇する夏場に注意が必要となるのが「熱中症」です。熱中症は、高温多湿な環境下での作業等により、めまいや頭痛、重篤な場合には意識障害等を引き起こす可能性があり、最悪の場合には命に関わることもあります。

事業者（企業）は、労働契約などに基づき、労働者が安全に働けるよう配慮する義務を負っています。熱中症対策も、この安全配慮義務の観点から非常に重要です。具体的な対策例としては、作業環境の温度・湿度管理、休憩時間の確保、水分・塩分補給の徹底、そして従業員の健康状態の把握などが挙げられます。事業者（企業側）の啓蒙などを通じて、従業員一人ひとりが熱中症の危険性を理解し、体調管理に努めることも不可欠です。

熱中症対策を怠った場合、罰則が課されることに

今般、省令改正等に伴い、事業者（企業側）がこうした熱中症対策を怠った場合、6か月以下の懲役又は50万円以下の罰金が科されることになりました。

もちろん、これまでも熱中症対策を講じるべきケースがあったこと自体には

変わりがないのですが、罰則が加わった上、講じるべき対策の内容がより具体化されたことで、企業側もこれまで以上に真剣に取り組む必要が生まれています。

弁護士法人ブライトでは、こうした「熱中症対策」に関する各種ご相談や、法規制を踏まえた安全衛生教育・研修の実施についても、クライアント企業の皆さまから個別にご要望を伺った上で、サポートしています。

「熱中症対策」に限らず、従業員が安心して働くことができる安全な職場環境を整備することは、企業の持続的な成長にとって不可欠な経営課題です。貴社の労働安全衛生体制の構築・強化に向けて、我々専門家による支援を得ることをご検討ください。



貴社の事業継続計画(BCP)は機能しますか？

弁護士 福本 有希

7月に入り、台風の上陸や局地的な集中豪雨（ゲリラ豪雨）が頻発する季節となりました。こうした夏の自然災害に備え、貴社の事業継続計画（BCP）が実効性を持つものか、再点検のよい機会かもしれません。

まず最優先で確認すべきは、従業員の

安全確保です。台風接近時における出社・在宅勤務の指示基準が明確であること、緊急時の安否確認システムや連絡網が最新の状態であることなど、企業の安全配慮義務の根幹に関わります。

サプライチェーンの寸断や情報システムの停止に備え、代替調達先の確認やデータのバックアップ体制も再検証を定期的に行っていますか。また、やむを得ず休業する場合の休業手当の支払いルールなど、労務面の課題の整理もあります。

そもそも、緊急時の指揮命令系統、つまり、災害対策本部の設置基準、メンバー、各々の役割と権限が明確かつ具体的でしょうか。

机上の計画で終わらせず、具体的なシナリオに基づいた訓練を定期的に行い、計画の実効性を常に検証・改善していくことが望まれるのだと思います。

パスタを作りました

アシスタント 仲 涼香

最近、家にある冷蔵庫の残り野菜や調味料を組み合わせパスタを作るのにハマっています。

時々冒険をして失敗することもあります。たとえば、レモンクリームパスタを作ろうとした際、フライパンで加熱中の食材にレモン果汁を加えたところ、生クリームが分離してしまい大失敗しました。とても悔しかったので、納得いくまで週末に何度か挑戦し、ついとうまく作れるようになりました。

パスタを美味しく仕上げるためのコツは、茹でるときに想像よりも多めに塩を入れることです。茹で汁を捨てる際には、使用する器にも少し注ぎ温めておくと、最後まで美味しくいただけます。



NEWS

お知らせ

お盆期間中の休業について

MON	TUE	WED	THU	FRI	SAT	SUN
				8/8 営業	9 休業	10 休業
11 山の日 休業	12 休業	13 休業	14 休業	15 休業	16 休業	17 休業
18 営業						

誠に勝手ながら、お盆期間中は、8月9日（土）～17日（日）までお休みとさせていただきます。期間中にいただいたご連絡・お問い合わせについては、8月18日（月）以降、順次対応させていただきます。皆様におかれましては多大なご不便・ご迷惑をおかけするかと存じますが、何卒ご理解・ご協力いただきますようよろしくお願い申し上げます。ご不明な点などございましたら、お問い合わせください。

CORPORATE SITE



SERVICE SITE



弁護士法人ブライト
0120-929-739
【受付時間】 平日9:00-18:00

MAIL



LINE



送付の停止をご希望の場合は、お手数ですが kigyo@wk-gl.com へご連絡をお願いいたします。